

令和元年議案第8号

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年10月29日提出

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の施行等に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

## 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第18条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第19条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第22条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「、それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。